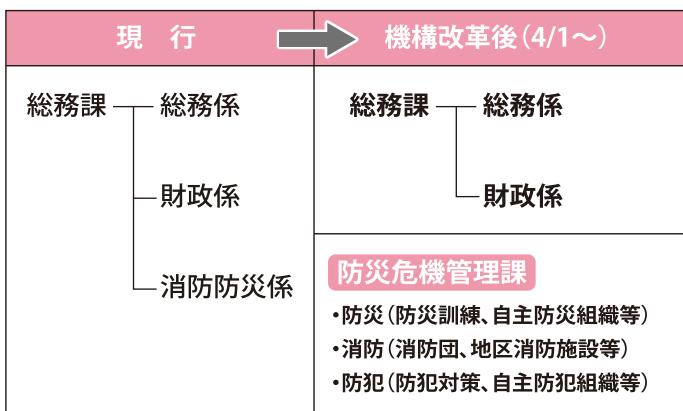


新設 危機管理課 防災

地域の
安全安心を
目指します!



あぶないと思うことなく平穩に暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、4月から防災危機管理課を新設します。

「二億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

対象

- 次の要件のいずれも満たす方
- ・基準日(平成27年1月1日)に本町の住民基本台帳に記録されている方
- ・平成27年度町民税(均等割)が課税されていない方(課税されている方の被扶養者および生活保護制度の被保護者は除く)
- ・平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ※年金を受給しているか否かに関わらず、要件を満たせば支給の対象になります。

支給額

一人3万円(1回限り)

申請・支給手続き

高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)



高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請・支給手続きについては現在準備中です。詳細が決まり次第、広報および町ホームページでお知らせします。

※基準日以後に本町に転入してきた方は、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村が申請先となります。申請・支給の手続きについては、申請先となる市町村にお問合せください。

また、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日時点で本町に住民票を移すことができておらず、一定の要件を満たしている方は、本町で申請できる場合がありますので、お申し出ください。

問合せ先

役場 民生課

内線165・168

☎ 0570(037)192
(平日午前9時～午後6時)

・町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・町や厚生労働省などが高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の給付のために、手数料等の振り込みを求めるることは絶対にありません。

・現時点で、町や厚生労働省などが住民の世帯構成や銀行口座の番号等の個人情報を照会することは絶対にありません。

・町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・町や厚生労働省などが高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の給付のために、手数料等の振り込みを求めるることは絶対にありません。

・現時点で、町や厚生労働省などが住民の世帯構成や銀行口座の番号等の個人情報を照会することは絶対にありません。